

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(補助率及び補助対象経費) 第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、別表第1に定めるとおりとする。<u>ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(補助金の交付申請) 第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとし、知事に提出するものとする。 (1) 補助金交付申請書(別記第1号様式) (2) 事業計画書(別記第2号様式) (3) 収支予算書(別記第3号様式)</p> <p>(補助の条件) 第7条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式及び別記第5号様式による事業変更承認申請書及び変更予算書を提出し、知事の承認を受けること。</p> <p>(状況報告) 第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに別記第8号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。 2 <u>状況報告書には、別記第9号様式による進捗状況確認表を添えなければならない。</u></p> <p>(実績報告書) 第10条 規則第11条第1項の規定による補助事業実績報告書は、別記第10号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出</p>	<p>(補助率及び補助対象経費) 第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請) 第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとし、知事に提出するものとする。 (1) 補助金交付申請書(別記第1号様式) (2) 事業計画書(別記第2号様式) (3) 収支予算書(別記第3号様式)</p> <p>(補助の条件) 第7条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式及び別記第5号様式による事業変更承認申請書及び変更予算書を提出し、知事の承認を受けること。</p> <p>(状況報告) 第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに別記第8号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 進捗状況確認表(別記第9号様式)</p> <p>(実績報告書) 第10条 規則第11条第1項の規定による補助事業実績報告書は、別記第10号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出</p>

しなければならない。

- 2 実績報告書には、次の書類を添えなければならない。
 - (1) 事業報告書（別記第2号様式）
 - (2) 収支決算書（別記第11号様式）
- 3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第12号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

しなければならない。

- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 事業報告書（別記第2号様式）
 - (2) 収支決算書（別記第11号様式）
- 3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第12号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

新旧対照表

新				旧				
事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額	事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
1 地域スポーツハブ展開事業	1. 地域スポーツハブ設立後4年を超える次の団体	<p>既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費</p> <p>(1) 地域スポーツハブ運営費</p> <p>・地域スポーツ促進委員会(地域の公益的なスポーツ活動の事業実施計画を策定)の設置(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役員費並びに使用料及び賃借料)</p> <p>・地域スポーツコーディネーターの配置経費(共済費、賃金及び旅費)</p>	定額	(1) 1団体当たり 250万円	地域スポーツハブ展開事業	<p>地域スポーツハブを実施する団体 (総合型地域スポーツクラブ等)</p> <p>※以下の①及び②の要件を満たす団体とする。</p> <p>①法人格を有する団体</p> <p>②地域スポーツに関わる個人や団体と連携・協働して地域のスポーツ活動を行う団体</p>	<p>既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費</p> <p>①地域スポーツ促進委員会の設置及び開催経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役員費並びに使用料及び賃借料)</p> <p>②地域スポーツコーディネーターの配置経費 (共済費、賃金及び旅費)</p> <p>③公益的なスポーツ活動の実施・運営経費 ※ただし、地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画書に基づく事業に限る) (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役員費、委託料並びに使用料及び賃借料) ※ただし、その他の収入を控除する。</p>	定額
	<p>・特定非営利活動法人まほろばクラブ南国</p> <p>・特定非営利活動法人総合クラブとき</p> <p>・特定非営利活動法人スポーツクラブスクラム</p>	<p>(2) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画に基づく次の①から④までに掲げる事業(必須事業)の実施・運営経費</p> <p>①学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業</p> <p>②子どものスポーツ活動事業(①を除く。)</p> <p>③障害者スポーツ推進事業</p> <p>④その他地域の課題解決に向けた事業 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役員費、委託料並びに使用料及び賃借料)</p> <p>※ただし、その他の収入を控除する。</p>	定額	<p>(2) ①から④までの事業合計の補助限度額は1団体当たり150万円 (ただし、①から③までの各事業の補助限度額は1団体40万円以上70万円以下とする。)</p> <p>(2) ④1団体当たり25万円</p>				
1 地域スポーツハブ展開事業	2. 地域スポーツハブ設立後2年を超える次の団体(1を除く。)	<p>既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費</p> <p>(1) 地域スポーツハブ運営費</p> <p>・地域スポーツ促進委員会の設置(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役員費並びに使用料及び賃借料)</p> <p>・地域スポーツコーディネーターの配置経費(共済費、賃金及び旅費)</p>	定額	(1) 1団体当たり 250万円	地域スポーツハブ展開事業	<p>既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費</p> <p>(1) 地域スポーツハブ運営費</p> <p>・地域スポーツ促進委員会の設置(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役員費並びに使用料及び賃借料)</p> <p>・地域スポーツコーディネーターの配置経費(共済費、賃金及び旅費)</p>	定額	
	<p>・特定非営利活動法人むろとスポーツクラブ</p> <p>・特定非営利活動法人こうなんスポーツクラブ</p> <p>・特定非営利活動法人栄楽部あつきいこな</p>	<p>(2) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画書に基づく次の①から③までに掲げるいずれかの事業の実施・運営経費</p> <p>①子どものスポーツ活動事業(学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業を除く。)</p> <p>②障害者スポーツ推進事業</p> <p>③その他地域の課題解決に向けた事業 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役員費、委託料並びに使用料及び賃借料)</p> <p>※ただし、その他の収入を控除する。</p>		(2) 1団体当たり 150万円				
	<p>・特定非営利活動法人くほかわスポーツクラブ</p> <p>・特定非営利活動法人宿毛市体育協会</p>	<p>(3) 地域スポーツ促進委員会で策定した事業実施計画書に基づく次の事業の実施・運営経費</p> <p>・学校運動部活動の地域への移行を見据えた事業 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役員費、委託料並びに使用料及び賃借料)</p>		(3) 1団体当たり 50万円				

新 旧 対 照 表

新					旧
事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額	
1 地域スポーツハブ展開事業	<p>3 上記1及び2を除く地域スポーツハブを実施する団体（総合型地域スポーツクラブ等）</p>	<p>既存の総合型地域スポーツクラブ等を核とした地域スポーツの推進に必要な経費</p> <p>(1) 地域スポーツハブ運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツ推進委員会の設置（報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役員費並びに使用料及び賃借料） ・地域スポーツコーディネーターの配置経費（共済費、賃金及び旅費） 	定額	(1) 1団体当たり 250万円	
	<p>※以下の(1)及び(2)の要件を満たす団体とする。</p> <p>(1) 法人格を有する団体</p> <p>(2) 地域スポーツに関わる個人や団体と連携・協働して地域のスポーツ活動を行う団体</p>	<p>(2) 地域スポーツ推進委員会で決定した事業実施計画書に基づく次の①から③までに掲げるいずれかの事業の実施・運営経費</p> <p>①子どものスポーツ活動事業（学外運動施設活動の地域への移行を見据えた事業を除く。）</p> <p>②障害者スポーツ推進事業</p> <p>③その他地域の課題解決に向けた事業（報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役員費、委託料並びに使用料及び賃借料）</p> <p>※ただし、その他の収入を控除する。</p>		(2) 1団体当たり 50万円	
<p>※補助事業者により補助率及び補助限度額は毎年変更となるため、単年度ごとに要綱改正</p>					

新 旧 対 照 表

新				旧			
事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
2 クラブアドバイザー配置事業 (総合型地域スポーツクラブに関する幅広い知識と豊富な経験及び実績を有するクラブアドバイザーを公益財団法人高知県スポーツ協会に配置し、総合型地域スポーツクラブ等への指導又は助言を行う取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①クラブアドバイザー配置事業必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。))、 <u>登録費及び委託料</u> ※ただし、toto 助成金その他の収入を控除する。	定額	クラブアドバイザー配置事業 (総合型地域スポーツクラブに関する幅広い知識と豊富な経験及び実績を有するクラブアドバイザーを公益財団法人高知県スポーツ協会に配置し、総合型地域スポーツクラブ等への指導又は助言を行う取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①クラブアドバイザー配置事業必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。))及び <u>登録費、委託料</u> ※ただし、toto 助成金その他の収入を控除する。	定額
3 <u>総合型地域スポーツクラブ活性化事業</u> (総合型地域スポーツクラブの登録認証制度運用に向けた取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	① <u>総合型地域スポーツクラブの登録認証制度運用に向けた取組に係る必要経費</u> (旅費、需用費(食糧費を除く。))並びに使用料及び賃借料)	定額				

【事業区分間における流用について】
・事業区分2及び3の事業相互間における流用は認めない。

新 旧 対 照 表

新

旧

別記
第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名
(生年月日)

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度の高知県
地域スポーツ振興事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
- (2) 収支予算書 (別記第3号様式)
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) その他知事が必要があると認める書類

振込先金融機関名	種 目	口座番号	ふりがな 口座名義人
	普通 当座		

別記
第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名
(生年月日) 印

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度の高知県
地域スポーツ振興事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
- (2) 収支予算書 (別記第3号様式)
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) その他知事が必要があると認める書類

振込先金融機関名	種 目	口座番号	ふりがな 口座名義人
	普通 当座		

新 旧 対 照 表

新

旧

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名
(生年月日)

事 業 変 更 承 認 申 請 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました高知県地域スポーツ振興事業を下記のとおり変更したいので承認の申請をします。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 変更金額

補助金交付決定額	補助金変更交付申請額	差引き増減額

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名
(生年月日)

印

事 業 変 更 承 認 申 請 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました高知県地域スポーツ振興事業を下記のとおり変更したいので承認の申請をします。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 変更金額

補助金交付決定額	補助金変更交付申請額	差引き増減額

新 旧 対 照 表

新

旧

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 6 号様式（第 7 条関係）

令和 年 月 日
第 号

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

印

事 業 中 止（廃 止） 承 認 申 請 書

事 業 中 止（廃 止） 承 認 申 請 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました高知県地域スポーツ振興事業を下記のとおり中止（廃止）したいので承認の申請をします。

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました高知県地域スポーツ振興事業を下記のとおり中止（廃止）したいので承認の申請をします。

記

記

1 中止（廃止）理由

1 中止（廃止）理由

2 中止（廃止）内容

2 中止（廃止）内容

新 旧 対 照 表

新

旧

第7号様式（第8条関係）

第7号様式（第8条関係）

令和 年 月 日
第 号

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

印

補 助 金 概 算 払 請 求 書

補 助 金 概 算 払 請 求 書

令和 年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金（令和 年 月 日付け高知県指
令 第 号）を概算交付されるよう請求します。

令和 年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金（令和 年 月 日付け高知県指
令 第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

記

1 補助金交付決定額 円

1 補助金交付決定額 円

2 既交付額 円

2 既交付額 円

3 今回請求額 円

3 今回請求額 円

振込先金融機関名	種 目	口座番号	ふりがな 口座名義人
	普通 当座		

振込先金融機関名	種 目	口座番号	ふりがな 口座名義人
	普通 当座		

新 旧 対 照 表

新

旧

第 8 号様式（第 9 条関係）

第 8 号様式（第 9 条関係）

令和 第 年 月 日

令和 第 年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

印

高知県地域スポーツ振興事業費補助金に係る補助事業状況報告書

高知県地域スポーツ振興事業費補助金に係る補助事業状況報告書

高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記関係書類を添えて、事業状況を報告します。

高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記関係書類を添えて、事業状況を報告します。

記

記

1 添付書類

1 添付書類

(1) 進捗状況確認表 (別記第 9 号様式)

(1) 進捗状況確認表 (別記第 9 号様式)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>第10号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 職 ・ 氏 名</p> <p style="text-align: center;">補 助 事 業 実 績 報 告 書</p> <p>高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別紙関係書類を添えて、令和 年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金の実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助事業の目的及び内容</p> <p>2 補助事業終了年月日</p> <p>3 補助金交付決定額</p> <p>4 実績額</p> <p>5 差引増減額</p> <p>6 添付書類 (1) 事業報告書 (別記第2号様式) (2) 収支決算書 (別記第11号様式) (3) その他知事が必要があると認める書類</p>	<p>第10号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 職 ・ 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">補 助 事 業 実 績 報 告 書</p> <p>高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別紙関係書類を添えて、令和 年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金の実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助事業の目的及び内容</p> <p>2 補助事業終了年月日</p> <p>3 補助金交付決定額</p> <p>4 実績額</p> <p>5 差引増減額</p> <p>6 添付書類 (1) 事業報告書 (別記第2号様式) (2) 収支決算書 (別記第11号様式) (3) その他知事が必要があると認める書類</p>

新 旧 対 照 表

新	旧
---	---

第12号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名

令和 年度高知県地域スポーツ振興事業費補助金に係る消費税仕入控除税等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました標記補助金について、高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b)-(a) 円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。

第12号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者
住 所
職 ・ 氏 名 印

令和 年度高知県地域スポーツ振興事業費補助金に係る消費税仕入控除税等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました標記補助金について、高知県地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b)-(a) 円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。

